慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観 〈一九九七年〉 : 北欧犯罪学・ 刑事法制研究雑録
Sub Title	A brief survey of reports of the national council for crime prevention of Sweden (BRÅ) 1997
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1999
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.72, No.3 (1999. 3) ,p.31- 53
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19990328-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観(補注)〈一九九七年〉

——北欧犯罪学・刑事法制研究雑録

坂田　仁

一九九七年中に送付を受けた資料等は次の通りである。

1. Domstolsstatistik 1994 (red av Bo Ulriksson), Rapport 1997:1
2. Tio års erfarnheter av brottsförebyggande arbete i Nederländerna (av Hans M. Willemse) PM 1997:1
3. Situatinell brottsprevention (av Ronald V. Clarke) PM 1997:3
4. Our Collective Responsibility (by Ministry of Justice) Report 1997:1
5. Current Swedish Legislation on Narcotic Drugs and Psychotropic Substances (by Ministry of Justice) Report 1997:2
6. Vad är ekobrott? (av Christer Kronqvist et al)
7. Prognoser för brottsutvecklingen perioden 1997 - 1998 (av Jan Ahlberg)
8. Nordic Criminal Statistics 1950 - 1995 (Ed. by Hanns von Hofer), Department of Criminology, Stockholm University.
9. Brottet, straffet och polisen (av Erik Anners), Norstedts Juridik, 1997.
10. Ångdsrettens kriminologi (av Knut Sveri), Festskrift til Birger Stuevold Lassen, Universitetsforlaget, 1997.
11. クロニクル

I　司法統計一九九四年

Domstolsstatistik 1994 (red av Bo Ulriksson), Rapport 1997:1

第一の報告書は、裁判所の統計でである。昨年の概観で述べたように、一九九四年より司法統計に関する事務が統計中央局から犯罪防止委員会に移転した。その裁判所にかかる統計である。全体は、通常裁判所の事件処理統計、行政裁判所の統計、特別裁判所の統計、検察統計、その他の準司法機関の統計からなっている。ただ、詳細な統計数値はなく、包括的な数値のみが示されている。

なお、スウェーデンの裁判所組織は日本のように単純ではなく、さまざまな名称の裁判所が存在している。[1] 上にも示されているように、通常の民事・刑事の訴訟事件を扱う通常裁判所の他に、行政事件（社会サービスなど）を扱う行政裁判所（三審制をとる）、労働事件を扱う労働裁判所などの特別裁判所、更に検察機能を営む検事総長事務所、消費者オンブヅマン、平等オンブヅマンなどの機関の統計もここに入っている。ただし、議会オンブヅマンの事件処理の統計はここには含まれていない。

II　ネーデルランドの犯罪予防活動の十年の経験

Tio års erfarnheter av brottsförebyggande arbete i Nederländerna (av Hans M. Willemse) PM 1997:1

第二の報告書はオランダにおける犯罪防止活動の記録である。犯罪防止を目的とした建物の構造の改善、人的物的な監視体制の整備、少年の社会帰属感の強化、の三個の方法が試みられた。建物の防犯装置のみでの効果は限定的で他の手段との結合が効果を挙げた。二の監視の整備は効果があった。しかし、三は見るべき効果を挙げなかった。

この基礎には、犯罪予防をいわゆる状況的予防の観点から、対象を行為者、状況、被害者に分けて、そのそれぞれに一次、二次、三次の段階的予防措置を考慮するスキームが取られているが説明がない（**第一表**）。報告には二次的予防措置の例示のみが示されている。[2]

次いで、一、犯罪の前兆として登校拒否対策が取られ、登校拒否は減少した。二、地域の不良居住環境への対策が取られ、これは犯罪の減少に貢献した。三、中心商業地域では商店の店員に対する犯罪防止教育、警報装置の装備な

第一表　犯罪予防戦略の領域

	一次的予防	二次的予防	三次的予防
行為者	1	2	3
状　況	4	5	6
被害者	7	8	9

PM 1997　1，p 13

どの対策がとられ、これにより窃盗、店舗盗、器物毀棄が減少した。四、工業地域では巡回の頻度の増加により犯罪の減少がみられたとされる。

本書の後半は状況犯罪学の主張する犯行の現場を統制できれば犯罪は防止できる、即ち犯罪の減少につながるということで、行為者の犯罪性の問題を難しく考える従来の犯罪理論を批判することにあてられている。

Ⅲ　状況的犯罪予防

Situatinell brottsprevention（av Ronald V. Clarke）PM 1997:3

第三の報告書は一九九五年に犯罪防止委員会からの調査委託に基づいて著者が行った状況的犯罪予防に関する理論の概観である。

予防には、犯罪傾向に影響を及ぼす「社会的予防」と犯罪の機会に影響を及ぼす「状況的予防」の二類型があるとして、状況的予防理論の原理を記述する。

「状況的犯罪予防は、下記の三個の機会減殺措置を含んでいる。

(1)　特定の類型の犯罪を標的にする。

(2)　可能な限り組織的、永続的に直接の近隣環境の計画、管理及び活用に介入する。

(3)　犯罪実行を困難かつ危険なものにし、犯罪による利得を減少させることで、犯罪の実行を高くつくものにする。[3]」

そして、クラークとホメル[4]の犯罪予防措置の一六のカテゴリーが引用されている（**第二表**）。

状況的犯罪予防を推進する上での政治的な困難、ローカルな状況的犯罪予防、及び、これまでの措置に対する評価[5]の紹介がある。操作的マーキングはこの立場に立つものであろう。

第二表　状況的犯罪予防の16の範疇

犯罪の実行を困難にする措置	犯罪の実行を危険にする措置	犯罪の利得を減殺する措置	犯罪の言訳に対抗する措置
1. Target Hardening	5. Entry/Exit Screening	9. Target Removal	13. Facilitating Compliance
2. Access Control	6. Formal Surveillance	10. Identifying Property	14. Controlling Disinhibitors
3. Deflecting Offendersg	7. Surveillance by Employees	11. Removing Inducements	15. Rule Setting
4. Controlling Facilities	8. Natural Surveillance	12. Denying Benefits	16. Increasing Informal Sanctions

Knutsson, SvJT 83-3, p. 239, Tab 1

Ⅳ　Our Collective Responsibility (by Ministry of Justice) Report 1997:1

この報告書は、司法省が一九九六年に採択した国の犯罪予防プログラムに基づきＥＵ諸国との間の政策の交流のために作成された文書である。犯罪防止委員会がその責任を引受け本書が成立した。

本書は、戦後における犯罪の増勢（一九五〇年以来五倍に増加）とともにその質的な変化を述べ、併せて、犯罪対策が非公式統制から公式統制に、立法及び公的機関の責任の増加と地域的活動及び民間のイニシャティブの減少とを指摘し、将来に向けて効率的な国公私の犯罪予防活動の協力の必要性を述べている。特に、地域レベルの犯罪行為と犯罪に対抗する手段との距離が大き過ぎるという問題点が指摘されている。

以下、報告書には、

一、対抗措置の選択

犯罪を、行為者、被害者及び妨害手段の不存在の三個の要素からなる地域的な問題とみて、それぞれの減少を実現する措置が対抗措置として考慮される。その具体化として

以下の二ないし四が提示されている。

二、犯罪防止と社会政策

犯罪予防の重視、予防における企業の役割、中央の政治的責任、居住環境の整備等

三、刑事政策における国の責任

電子監視の採用、少年犯罪対策、武器所持制限、保安設備、被害者援助及び女性への暴力の防止に関する立法、警察、検察及び矯正の効率化、密輸対策、並びに、社会福祉サービス、両親援助、早期介入、薬物防止、学校での犯罪防止及び経済犯罪などの諸対策

四、市民のイニシャティブ

地域犯罪予防の重視、国と地方の協力のモデルとしての地方犯罪防止委員会、状況的犯罪予防理論の採用、家庭及び学校を重視する社会的犯罪予防

五、犯罪防止活動の実現手段

以上の提案を実現するための地域予防に重点をおいた犯罪防止委員会の新たな責任、予算、実行委員会の組織

が述べられている。

このプログラムの基礎には現在いわば流行している状況的犯罪予防理論[6]に基づいた犯罪学が据えられているといってよいであろう。

V Current Swedish Legislation on Narcotic Drugs and Psychotropic Substances (by Ministry of Justice) Report 1997:2

これは薬物犯罪にかかる法律の英訳である。Report 1990:2[7]にはなかった薬物統制法（Lag om kontrol av narkotika, 1992:860）の英訳が含まれている。

VI 経済犯罪とは何か Vad är ekobrott? (av Christer Kronqvist et al)

これは経済犯罪に関する啓蒙資料である。経済犯罪について一九九六年に包括的な報告書[8]が書かれており、そのエッセンスがまとめられているものと思われる。刑事訴訟手続、訴訟手続の役割、企業の形態と企業の解散、ダミー・ゴールキーパー・幽霊企業、債権者に対する犯罪、その他の経済犯罪、税法上の諸概念、租税手続、租税犯罪、事業仲間の章別を有する。

Ⅶ　一九九七～八年の犯罪の趨勢の予測
Prognoser för brottsutvecklingen perioden 1997-1998 (av Jan Ahlberg)

この資料は謄写刷りの資料である。著者はかねてより犯罪統計に関心を集中しており、一九九四～六年の犯罪予測が過去に発表されている。[8] その経験に基づいて、犯罪防止委員会内に蓄積されたデータベースを使用して、認知犯罪の予測がなされている。窃盗の増加、人身犯の横ばい、全犯罪の微増が予測されている。

注（8）で引用した資料の中の数式が一般的な形で次のように書かれている。

$$y(t)=a_{10}\cdot x_1(t)+a_{11}\cdot x_1(t-1)+a_{12}\cdot x(t-2)+\ldots+a_{1k}\cdot x_1(t-k)+\ldots a_{20}\cdot x_2(t)+\ldots+a_{2k}\cdot x_2(t-k)+\ldots a_{n0}\cdot x_n(t)+\ldots+a_{nk}\cdot x_n(t-k)+b+e$$

y(t): 年 t における認知犯罪

x_1, x_2, x_3 etc.: 犯罪の趨勢に影響する要因

x(t−1), x(t−2) etc.: 要因が時間的に遡及していることを示す。

a_{10}, a_{20} etc.: 推定された係数

b: 推定された定数

e: 無作為による残余誤差

要因としては、GNP、失業、人口、都市化、少年人口、刑事施設収容人員が採用されている。注（8）に掲げた予測との相違は個人消費が削除され、都市化（三大都市居住人口）及び少年人口が追加されていることである。

Ⅷ　Nordic Criminal Statistics 1950－1995 (Ed. by Hanns von Hofer), Department of Criminology, Stockholm University.

この資料は、昨年ストックホルム大学犯罪研究所を訪問したおり恵贈されたものである。スカンジナビア諸国における犯罪の統計を一九五〇～九五年にわたって整理・分析したものである。殺人、傷害、強姦、強盗、住居侵入、自動車盗、その他の窃盗、全窃盗、詐欺、酩酊運転、全刑法犯などについて認知事件の統計が示されている。ただし、全数のみで性別、年齢別などの細分化された統計の比較はない。取上げられている国は、スウェーデン、デンマーク、ノルウェイ、フィンランドである。特徴的なことは、末尾

の統計表に、法改正の行われた年が明示されていることである。

Ⅸ　犯罪、刑罰及び警察

Brottet, straffet och polisen (av Erik Anners), Norstedts Juridik, 1997.

本書は、警察大学校（Polishögskolan）の教科書として執筆されたものであり、著者の遺作[9]となった書物である。

本来は警察制度の歴史についての教科書の執筆を依頼されたのであるか、警察制度の目的から犯罪と刑罰を抜きにして警察制度を語ることはできないという立場から、広く犯罪と刑罰の歴史を含めて警察制度の展開を記述している。

全体は三部に分かれ、第一部「産業化社会以前」、第二部「産業化社会」、第三部「高度技術社会」のタイトルが附されている。そして各部は以下のような章別をもつ。第一部・第一章「中世後期から啓蒙時代」、第二章「啓蒙時代の警察」、第二部・第一章「フランス革命から第一次世界大戦」、第二章「欧州警察組織の合理性及び人間性」、第三部・第一章「一九〇〇年代の欧州における犯罪の趨勢」、第二章「一九〇〇年代の欧州における刑法の発展」、第三章「一九〇〇年代の欧州における警察制度の発展」、第四章「欧州における警察協力」。以下この順序で内容を紹介する。

「警察は、刑法によって定められている犯罪という形式で、妨害に対する保護を確立するための社会の機構の一部として成長してきた組織である。」これが、本書の冒頭の著者の警察に関する定義である。一部とされる理由は、他に裁判、検察、矯正などの機構も存在するからである。「警察の歴史は、初めより同じものの両面であった軍隊と警察という社会の強制手段の歴史である。」

中世後期の封建制度の下での、街道筋の強盗団から交通者を保護する国王その他封建領主の活動として芽生えてきた警察制度はルネッサンス以後国民国家[10]の成立とともに国家的なものとなった。しかし、フランスで成立した中央集権的警察はイングランド（ロンドン）では成立しなかった。これはマグナカルタに示される国王に対する人々の自由の保護に基づいているとされる。また、国民国家とともに刑法、刑事訴訟法が形を取り始めた。

中世後期から啓蒙期にかけて、一方では極めて残忍な刑罰が行われると同時に、他方では犯罪者に対する人道的な取扱の端緒も現れる。また、死刑そのものも決して厳しい

刑罰とは考えられていなかった。もともと中世の人々にとって生とは神の永遠の救いの前にある苦悩の時期でしかなかったからである。

国民国家が警察制度を採用し始めたとき、そのモデルは古代ローマに求められたという。警察制度の最初の採用を著者はフランスの一五三六年の勅令に始まる制度の展開に求めている。当時の世界の中心地パリの治安がそれを要求したのである。ルイ一四世の警察制度は世界のモデルとなった。その街灯も伴って、パリは世界で最も美しく、安全な都市になったのである。

一七世紀末から一八世紀末までのいわゆる啓蒙期においては、産業革命の進行による都市の膨張と犯罪地下組織の発展が見られた。刑罰は残忍なものであったが、死刑は一種の見世物に堕しており、威嚇的効果を失っていた。この時期、一七六四年にベッカリアの「犯罪と刑罰」が出版された。この思想は、啓蒙君主に大きい影響を与え、死刑の適用が大きく制限されることになった。しかし、ベッカリアの死刑反対は決して人道的なものではなく、その威嚇効果の欠如にあった。つまり、死刑より厳しい刑罰の必要性を主張するところから生じたものであったという。この傾向を著者は「人間性と合理主義」[11]の対立として定式化している。ベッカリアは、合理主義的見地から死刑に反対したのであって、人間性の見地から反対したのではない。啓蒙君主の死刑制限も同様であった。しかし、この議論が人道的な死刑制限の口実に使われたともいわれる。実際にトスカナのレオポルド公爵は死刑を全廃したという。この時期には、保護主義の思想も出現している。フィランジエリ[12]の言葉「受刑者は監獄内で刑法を読むことで善良な思考へ向かう。」がペトリの言葉[13]とともに引用されている。

啓蒙期を通してフランスの警察制度は全欧州に広まっていった。警察制度の職務の古典的表現として、著者はプロイセンの法典から「公の平穏、安全及び秩序の維持並びに公共及び個人への危険の発生の阻止が警察の職務である。」という規定を引用している。

フランス革命後のフランスにおいて警察は新たな職務を帯びる。秘密警察の誕生である。これに関わったフーシェを著者はレーニン、スターリンに比すものとして紹介している。しかし、フーシェのたぐい稀な行政能力によって現代のフランスの警察制度の基礎がこのときに確立したとされる。フーシェの指導した警察制度の改革がフランス革命後の混乱を静め、往年のパリの繁栄を回復するのに役立ったという。

これと対照的にイングランドの警察制度は地方の民衆の任意の組織から始まった。その中核は治安判事であったが、フランスのような組織的な警察制度は成立しなかった。そこにはマグナカルタ及び名誉革命における自由の伝統と一六世紀以来の宗教的・政治的迫害の経験が影響していた。一八世紀におけるフィールディング兄弟によるBow Street Runnersの活動がロンドンの中心地での犯罪者の鎮圧に効果をあげた。これをモデルにしてロンドンの警察制度が確立していく。

スウェーデンでは、一五世紀のマグヌス・エリクソン都市法の規定を根拠に都市を守る権限と義務とを有する市民が選出されていた。一六三四年の統治組織法は、ストックホルムに警察制度を導入し、二四人の警護官が任命されたとする。更に、フランスの警察制度をモデルにしてその近代化が図られたが、市民の反対にあって、数十年にわたる「警察及び消防に関する審議会」の調査が続けられた。特に必要経費の大きさが困難を強めたという。一七七六年にグスタフ三世のイニシャティブによって、上記審議会が最終答申を提出し、国王が相当部分の費用を負担して、官吏としての警察長官を頂点とする警察制度が成立した。そして、この時同時に警察官が取締活動によって検挙した事件の証拠を警察官のみが保持しているという現代に至る証拠法上の問題を発生させたという。また、この時期には国内の治安確保のため刑法の重罰化が図られ、死刑の執行方法も残虐なものになったが、裁判所は死刑の判決に消極的で、刑法が威嚇を強める一方で裁判実務は寛刑化の方向をとったとされる。

前産業化社会の警察の特徴を著者は、窃盗の多発する公の場所の監視、公共の安全・健康・秩序の維持、政治的権力手段から公共の治安維持への機能の変化、身分社会における権力手段（人々は一般的な権利をもたなかった）と要約している。

第二部の最初はフランス革命である。この革命は貴族の概念を廃棄し、身分社会の理念的な前提を否定した。警察は貴族の平民支配の道具から民主的な市民の自己防衛の機関に変化した。

著者は、犯罪をその抑止制度である警察、検察、裁判、監獄の諸制度ともに、経済的、社会的、思想的な推進力の関数としてとらえている。この推進力として、産業化、民主化及び世俗化の三要因をあげてそれぞれ説明を加えている。産業化では、都市化現象と蒸気エネルギーの使用による人々の生活の変化、そして、窃盗に対する刑の緩和がも

たらされた。民主化により権力エリートが貴族から市場経済に基礎をもつ経済的強者に変化した。この変化が最終的に達成されたのは第一次世界大戦であるが、ここに向けて政治的犯罪の非犯罪化と刑罰の人間化とが進行した。世俗化によって、キリスト教の影響が薄められた。背教と異端とは最大の犯罪であり、通常その刑罰は死刑であり、死刑台と監獄には聖職者が伴っていた。啓蒙思想による世俗化はこれを変化させ、宗教的犯罪の消滅と寛刑化とが進行した。

刑法の領域では、リストによる行為から行為者への刑法上のコペルニクス的転換が生じさせたものとしてマルブルグ綱領からの引用がなされ、生物学的・社会学的観点からの犯罪現象の背後にある現実の研究の重視がとり出されている。これとともに、犯罪学が出現する。正に、世俗化と啓蒙主義的自由主義とが一九世紀の発展を特徴づけているのである。

このような状況の中で警察制度はどのように展開してきたか。イングランド、フランス、ドイツ、オーストリア、イタリア、スペイン、ロシアの警察制度が個別に取上げられている。その展開を著者は自らの近代刑事法制史の基本的な分析概念である合理主義と人間性の二個の概念で表現している。この展開の中でフランスをモデルとする大陸諸国とイングランド及び北欧との相違は、秘密警察の存否にあったことが指摘されている。イングランド及びフランスを中心に各国の状況について詳細な記述があるが割愛する。

スウェーデンの状況について著者は次のように述べている。

一九世紀のスウェーデンは犯罪が少なく、この傾向は第一次世界大戦まで続いた。一八六五年の刑法の施行以後二五年間の強盗の数は全部で三八九件に過ぎなかった。また、この時期の死刑執行は九人で、ノルウェイは二人、デンマークは三人に過ぎない。スウェーデンが死刑の統計を取り始めたのは一七四九年からで、その最初の十年間の執行数は四八三人であった。この時期のプロシャの死刑は約二倍であった。この減少が刑法の改正によるのか犯罪そのものの減少によるのか、或いは裁判所の量刑の緩和によるのかは判断が難しい。しかし、中世以来北欧の農業社会は法技術的にも優れた法律を有していた。刑法も農業社会の安定した人間関係を反映していた。死刑の内容をみると、主たる犯罪は嬰児殺と獣姦であり[14]、ここにはモーゼの十戒が濃い影を落としている。一九世紀にはこれらの犯罪に対する刑罰は緩和され、一八六四年の刑法はフランス刑法典に範

をとった近代的なものとなった。例外は、中世以来のカズイスティークが法文の中に残ったことであった。刑罰の重点も死刑から自由刑に移り、ここでもイングランド及び大陸からの影響が強かったが、その内容は、はるかに人間的であったという。ただ、スウェーデンの失敗は独居拘禁に固執したことにあると著者は述べている。[15] 受刑者の回想「独居は恐ろしいものであった。心身に対する真の拷問であった。」が引用されている。また、ロングホルメンに関する記述がある。

スウェーデンの警察制度は前述のように一七七六年に首都であるストックホルムに創設され、各地方がこれを模倣して全国に広がった。記述はストックホルムについてなされている。警察業務は刑事警察、保安警察、及び警備警察の三種に分類されるが、警察制度発足の当初は上記業務は不十分にしか実行されなかった。秩序の維持には軍隊の投入が普通であった。治安維持のため軍隊式の警察組織がフランス革命後一八三五年に制度化された。しかし、その後の欧州全体の混乱の中でイングランドに範をとって、警察制度の改革がなされ、軍隊式の警備が廃止され、夜警制度が導入された。そして警察制度の全国統一化がなされ、警察予算の半分は国家が賄うことになった。一八五〇年になされた警察改革はイングランドの制度にならったものになった。上級警官はサーベル、下級警官は警棒、呼子笛の採用、市民的、武器不携帯の原則などである。一九世紀の後半には統一ドイツからの影響があった。制服や短剣（サーベル）の携帯である。都市の秩序維持に役立った警邏活動も大陸の影響であった。

反体制活動や外国のスパイに対する秘密警察が誕生したのは、一七二一年のニュスタードゥの和議（ロシアへの屈服）[16] によるロシア大使の内政への影響と関わっていた。しかし、活動を始めた秘密警察はグスタフ三世の暗殺[17]を防ぐことができなかった。次のグスタフ四世の時代秘密警察は成功を収めたとされ、その後の制度の消長が手短に述べられている。しかし、一九世紀の議院制度の改革から国内の対立による混乱の原因は消滅し、暴力の使用を最小限にしようとする人々の意志も働いて、警察活動はもっぱら刑事警察及び日常的な秩序維持に限定されるようになったという。

この項の終わりにヨーテボリの警察に関して数頁が費やされている。一八四九年の警察改革（警邏警察の導入）、一八六八年の警察の専門化（捜査専門部の導入）などの改革がなされた。一九世紀の半ば以降スウェーデン警察の改

革は、ストックホルム、ヨーテボリの制度を模範に行われたが、フランス流の政治的な治安警察は発展しなかった。これには北欧の政治状況の穏やかさが反映していたという。警察制度の確立は、警察官の資質の向上を要求したが、同時にまた、物理的鎮圧を主たる業務とする警察官も今日まで存在し続けている。

最後に第二部の要約が、警察の役割、政治警察、秩序維持警察、刑事警察の四節に分けて記述されている。

第三部では二〇世紀以降の高度技術社会における警察制度の展開が述べられる。まず、最初に注目を要することとして、一九世紀後半における犯罪の減少と二〇世紀に入ってからの漸増と二〇世紀後半の犯罪の激増が英国及び欧州各国の統計を用いて指摘される。

次に、警察的観点からは犯罪との闘争の対象が一八〇〇年代の個人的な人身犯、財産犯から一九〇〇年代には組織的な人身犯、財産犯との闘争へと変化してきたことが指摘される。この全欧州的な危険な犯罪活動は、西欧世界、特に米国の極端なアルコール禁止法によって生じた。一九二三年の米国の禁酒法がちっぽけな犯罪組織に巨万の富をもたらしたのである。一九三三年の禁酒法の廃止は犯罪組織に打撃を与えたが、その代替物が薬物である。薬物はいわゆるマフィアとともに全欧州に拡大している。そして、薬物を入手するための犯罪を多発させている。次に万引、自転車盗などの小窃盗がある。これに対して警察は何の手段もとらない。盗品の価格より捜査訴追の費用がはるかに大きいからである。薬物の使用についてはこれを合法化して、組織犯罪の収入源を断つという政策もあり、スウェーデンの抑制政策とは異なった態度を取っている国がある。しかし、政策としては高価かもしれないがスウェーデンの政策を是とすべきだという。刑事政策的には薬物犯罪を抑えることにより、人身犯や財産犯の増加を抑制できるとの立場が取られる。以下、強盗、テロ行為、租税犯罪及びコンピュータ犯罪の現代的犯罪に触れ、今世紀後半の犯罪の激増を説明するのにノルウェイのハウゲの著書[18]を引用しつつ、住民の同質性が移民の流入により失われつつある北欧の現状からセリンの文化葛藤論の重要性と併せて、社会生物学的視点[19]の必要性を指摘する。攻撃性の根を著者は人間の祖先の肉食獣化に発するものと見ている。そして、近年の犯罪の増大の社会心理的説明として、テレビによる暴力行為場面の提供と威嚇力の弱い刑事司法の結合と、更に宗教心及び家族の弱体化を指摘している。

以上に続けて、一九〇〇年代の欧州の刑法及び警察の発

展と欧州の警察協力について短い記述がある。テロリスト国家と民主主義国家の刑法として、前者ではソビエトとナチスの刑法が、後者では実証主義派と保護主義の思想から刑罰価値を重視する新古典派への流れが紹介されている。

警察制度に関しても、ナチス、ファッシスト、ソビエトの警察制度の内容が示され、一九三九年～一九四五年の西欧及び一九三九年～一九九一年の東欧の状態は闇の中であると指摘する。戦後の警察制度の復活におけるド・ゴールの姿勢が評価されている。ベルリンの壁の崩壊とソビエト崩壊は、東独の警察組織の完全な消滅と西独警察の全独警察への発展となった。ロシア警察の変化についての記述はない。

最終章は、欧州の警察協力を扱っている。欧州全体の犯罪は年間約三千万件と見込まれ、暗数を考えると一億二千万件に達するとするが、その中でスウェーデンの占める比率は小さい。現在欧州犯罪研究センターと統合警察大学の設置が提案されているが、協力の必要性と各国の独自性との間で問題が生じている。また、この基礎には欧州統一刑法の問題が潜んでいる。

スウェーデンの警察組織は欧州の権力関係から影響を受けている。もともとスウェーデンの都市法はハンブルグやリューベックの影響を受けており、政治指導者も欧州で学んだ者が多い。三〇年戦争によるドイツの崩壊後はフランスの制度を学んでいる。啓蒙思想はフランスに学び、フランスの警察組織が導入された。普仏戦争後はまたドイツの影響力が増した。それぞれの影響を示す制服の写真がある。第一次大戦後ドイツ風の制服は姿を消し英国風に変わっている。

警察組織に関してスウェーデンは英国と同様に地方警察中心の発達を遂げていたが、一九六四年の警察改革で中央集権的警察組織が成立した。その修正が一九七〇年代の地域警察[20]の誕生につながった。更に、小人数の警察官による交番（Närpolis）が中世スウェーデンの伝統に沿うものとされている。

結語は、Zero-Tolerance Policingである。

X　知的財産権の犯罪学

Åndsrettens kriminologi (av Knut Sveri), Festskrift til Birger Stuevold Lassen, Universitetsforlaget, 1997.

本論文は八頁の小論である。著者は筆者の指導的立場に

あった人で、ストックホルム大学犯罪学研究所を先年定年退職している。ノルウェイ人であり、本論文はノルウェイ語で書かれている。しかし、内容はスウェーデンの知的財産権にからむ犯罪の研究である。統計の不備からノルウェイについては取上げていない。

犯罪として取上げられているのは、商標法三七条「故意又は重大な過失により他人の商品表示の権利を侵害する行為」、著作権法五三条「故意又は重大な過失により他人の文学・芸術作品に関する著作権、プログラム著作権等を侵害する行為」、写真法一六条、特許法五七条「故意又は重大な過失により他人の特許権を侵害する行為」、デザイン保護法三五条「故意又は重大な過失により他人の装飾デザインに関する創作権を侵害する行為」、商店法一八条「故意又は重大な過失により他人の店舗標示を侵害する行為」の各違反である。これらの行為の法定刑はいずれも罰金又は二年以下の拘禁である。ただし、訴追は被害者の請求又は公共の観点から訴追が必要な場合になされる。[21]

研究は、統計資料に基づき、終局処分数、行為、行為者、被害者、処分内容に分けて行われている。一九八〇年から一九九三年までの統計が用いられ、商標法と著作権法の違反が大多数を占めている。その他の違反は極めて少ない。このうち、九二年及び九三年に地方裁判所で終局した六五件（商標法違反八件、著作権法違反五七件）につき七四人の被告人の事件について判決書を閲覧して内容の分析がされている。

事件の内容は、大部分著作権法の保護を受けているディスクやカセットのコピー、貸し出しであった。行為地（事件の管轄裁判所）は全国にわたっていて、都市集中は見られなかった。収入の少ない者がコピーの販売で副収入を得るのが主な犯行の理由であった。職業的な犯行（外国からの大量の違法コピーの輸入販売など）は稀であった。三件で他の単純な経済犯罪と結合があった。特殊な例としては、ある政治的団体の祭りのビデオのコピーを製作者の禁止を無視してテレビの地方局に売却した例、人気歌手の歌のディスクの複製を作って販売していた例、トルコ人が自分の経営するバーで違法コピーの音楽を流し、音楽著作権保護団体の警告を無視していた例があげられている。

九二年及び九三年の違反の行為者は女子が三人（五％）、年齢は二五歳から五〇歳の間が七〇％である。二〇％は外国人でスウェーデン法の理解の不足がある。犯罪前歴のない者がほとんどであったが、前歴のある者が二人いた。一人は二二歳のスウェーデン人で窃盗の前歴、ビデオの違法

コピーと販売の他、新たな窃盗があり、保護観察と三月の実刑に処された。二人目は四〇歳のアジア人でスウェーデンに十年居住し、八八年にも違法コピーで有罪になり、その後も同じ行為を反復し、過去に三回家宅捜索を受けていた。判決は十四日の実刑であった。日数罰金の日額から行為者の経済状態は低い。

被害者には二種の類型があった。著作権保有者と著作物の合法的販売業者である。犯罪の検挙の端緒は著作権者から警察への通告が主である。商標法違反でも、民間の監視機関の通告が端緒になっている。被疑者にとっては刑罰よりも損害賠償の請求の方が厳しい。

刑罰は通常罰金に限定されている。調査した七四件中五七件は罰金刑であった。条件付判決と罰金の併科が八件、拘禁が五件、その他が四件である。罰金なしの条件付判決に処された者の中には刑事損害賠償として二五万クローネの請求を受け、一〇万クローネの支払いを命じられた者がある。また、ディスクジョッキーで違法に音楽著作物を使用した一九歳の青年は、百時間の社会奉仕命令の判決を受けている。

著作権者からの刑事損害賠償請求のあった事件二四件で、請求額一万クローネ以下六件、五万クローネ未満八件、一〇万クローネ未満四件、一〇万クローネ以上六件である。裁判所の判決した最高額は二五万クローネである。

裁判所のこの種事件に対する態度は厳しいものではない。違法コピーで問題なのはプログラムの違法コピーである。この調査からもれているが、ある研究所の違法コピー問題は、米国との外交問題にまで発展した。この調査の対象になった犯罪者はこれとは全く階級を異にする。

XI　クロニクル

A　国際連合

一九九二年に国連刑事政策委員会は三個の優先課題を決定した。一は組織犯罪、資金洗浄、環境刑法を含む国家的・国家間的犯罪、二は都市の犯罪、少年犯罪及び人身犯罪の防止、そして三は刑事司法領域の行政及び指導の改善である。更に具体的な課題としては、国際的組織犯罪、汚職、女性に対する人身犯及び火器の取締が決定されており、これが次回の国連犯罪防止会議の主要テーマになる。

特に、組織犯罪に関しては一九九四年の閣僚会議の政治宣言の中で取上げられ、一九九六年の総会でポーランドは

組織的国家間犯罪に関する条約の草案を提示し、事案は上記委員会に付託されている。組織犯罪とテロリストとの関連も問題にされている。汚職、女性に対する人身犯の根絶及び火器の取締に関してもそれぞれ簡単な記述がある。

次回の国連犯罪予防と犯罪者の処遇に関する会議は二〇〇〇年南アフリカ共和国が主催国に立候補している。議題は、法律的規制と刑法体系の強化、国家間犯罪対策での国際的協力、効果的犯罪予防、及び犯罪者と被害者の四個が予定されている。(NTfK 84-4)

B　EU（閣僚理事会）

いわゆるEUの三本柱[22]の一つ第三の柱の構造と道具立ての説明がある。ここには欧州統合条約K条が関わっている。一九九三年のマースリヒト条約により理念的には容易になるはずであった事項が、実際には様々な困難にであっているという。条約による協力関係と加盟各国の主権との関係が困難な問題を生じているからである。共通の立場に立った共通の措置の法律的意味は？　ルクセンブルグ裁判所に追加された役割は？　欧州議会の助言を求める時期と方法は？　などの疑問点があったと報告者は述べている。これらの疑問は現在は解決しており、一九九六年には第三の柱の働きは満足すべきものになったという。

まず一九九六年に採択された条約、共同行動、勧告が列挙され、警察協力と税関協力（薬物、組織犯罪、テロリズム、その他）、ユーロポル（警察研修、電話傍受、税関、税関の相互協力など）、刑法協力（犯罪人引渡し、人身売買・児童の性的虐待、人種差別、欧州共通財政利益の保護、犯罪捜査における相互援助、自動車輸送権の喪失、その他）についての現状の報告がある。(NTfK 84-4)

なお、後出文献一覧にあるように、EUに関しては相当数の論文がスウェーデン法曹雑誌に掲載されている。

C　スウェーデン

一九九六年秋の議会ではスピリッツ類の密造にかかる法律の改正があった。訴訟法では検察官の略式命令の適用範囲の拡大、法律扶助法の改正が行われた。一九九七年春の議会では、EU加盟国間の犯罪人引渡しを簡略化する法改正が行われた。訴訟法の領域では、裁判所の構成について一部の刑事事件で地方裁判所の裁判官の数を二人に増加する改正が行われ、同時に参審員の数を一人増員する改正がなされた。同時に地方行政裁判所の裁判官の数についても改正がなされている。これ以外では大きい改正は報告され

ていない。(SvJT 97-3 & 97-8)

D　欧州理事会

加盟国が四〇国に増加し、一九九七年一〇月に全加盟国の首相によるストラスブール会議で理事会の今後の活動指針の協議があり、共同宣言と行動計画とが採択された。

行動計画の中には、人権保障の強化、加盟国に対する政治的監視システムの強化、社会的権利の強化、テロ・汚職・組織犯罪・薬物乱用の防止と対抗措置の実行、児童の虐待からの保護の強化が含まれている。その他、拷問と自由を剥奪されている者の劣等待遇に対する活動がなされ、全欧州での死刑の廃止にも優先順位が与えられた。

人権に関する欧州条約の第一一議定書の批准が完了し、一審制の裁判所が人権事件を審理することとなった。各加盟国から一名の裁判官が欧州理事会議員会議で選出され、一九九八年一一月一日よりその事務を開始する。

犯罪問題に関する欧州委員会の監督の下で刑法にかかる全加盟国の協力が行われ、欧州理事会閣僚委員会に活動指針を提出する。

一九九五年から九八年までの間に、判決の言渡しを受けた者の移送に関する追加議定書、汚職防止のための指針に関する決議、その他六つの勧告が採択された。

刑法に基づく環境保護にかかる条約、汚職に関する刑法条約、刑事司法の運用に関する勧告、情報処理技術に関する刑事訴訟上の問題に関する勧告、単一欧州における刑事政策にかかる勧告（人権保障と法的安定性の確保、経済・組織犯罪の処理）、刑務所等の職員に関する勧告（採用、研修、労働条件、倫理綱領など）、証人威迫と証人が保護を求める権利に関する勧告、及び刑務所の医療保護の倫理的・組織的状態に関する勧告が採択されている。

その他、継続中の専門家委員会の活動及び中欧及び東欧の民主化への援助・協力活動の紹介がある。(NTfK 85-5)

注

(1)　坂田、「司法制度」、スウェーデン社会研究所編「スウェーテンハンドブック」、早稲田大学出版部、平成五年所収参照。

(2)　坂田、「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（九五年）」法学研究七〇巻六号一五七頁第四図参照。

(3)　PM 1997:3, p. 9.

(4)　Ibid., p. 13. J. Knutsson, Situatinell brottsprevention. SvJT 83-3, 1998, p. 239, Tabell 1 の英文に従う。

(5) スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観、慶應通信、平成元年（以下概観と略す）、六七頁参照。
(6) 坂田、前掲法学研究七〇巻六号一四九頁以下参照。
(7) 坂田、「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（九〇年）」法学研究六五巻七号八五頁。
(8) 坂田、「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（九四年）」法学研究六九巻一一号七三五頁、及び、同、「スウェーデン犯罪防止委員会報告書概観（八八～八九年）」法学研究六四巻三号六七頁以下等参照。
(9) 著者は一九九七年九月に他界された。
(10) 本書一一頁。
(11) Erik Anners, Humanitet och rationalism, Stockholm, 1965. 本書については常磐大学紀要「人間科学」一六巻二号の書評を参照。
(12) Gaetano Filangieri
(13) 「すべての刑罰は改善のためのものでなくてはならない。」(Olavus Petris Domarereglеr 25.)
(14) Anners, op. cit., pp. 144ff. cf.
(15) 坂田「ノート独居拘禁」、法学研究六一巻二号二〇五頁以下参照。
(16) Alf Henrikson, Svensk historia, 3 uppl., 1990, p. 660.
(17) Ibid., pp. 727ff.
(18) Ragnar Hauge, Kriminalitetens Årsaker, 1991.
(19) Svante Folin, Den påklädda apan, 1983.
(20) Kvarterpolis, 坂田仁、「概観」一二六頁以下参照。
(21) Sveriges Rikes Lag 1998 に基づく。写真法の規定は入手できなかった。
(22) 貿易を主体とする協力、安全保障及び外交に関する協力、警察及び司法に関する協力の三つの面での協力関係をいう。

[補注]

一九九七年に政府の指示により犯罪防止委員会の内部組織に変更があり、次のような部門が委員会の中に設けられている。

一、地方犯罪防止活動部門
　コムーンレベルでの犯罪防止活動の開発を主たる業務とする。
二、改革評価部門
　刑事政策的な制度の改革がなされた場合に、その調査、分析、評価を行うことを主たる業務とする。
三、個人対象措置研究部門
　犯罪を行った個人を対象とする措置の効果に関する情報の収集・研究、経済犯罪の研究、環境犯罪の研究を主たる業務とする。
四、犯罪現象研究部門

犯罪の趨勢、構造、広がりを、国家、県、地域の各レベルで分析することを業務とする。

五、犯罪統計部門

犯罪及び司法統計の作成を主たる業務とする。

六、研究方法、開発部門

犯罪防止委員会独自の研究開発を実施することを主たる業務とする。

七、広報部門

報告書、研究覚書の発行の他、アプロポー（Brå apropå）及び犯罪予防研究の出版物の発行を行う。

八、事務局

委員会の会計、人事などの事務を行う。

この組織の変更は、地方の犯罪防止活動の評価、地域警察の改革と酩酊運転規制立法の評価、及び、警察大学の研究部との合同のための資源の増加を実現するために政府が行ったものである。（以上、委員会のプレスリリースの資料により補充）

☆**北欧全犯罪学雑誌**（NTfK 84 Årg, 1997）

1. Frank, Hans Göran: Häkten och fängelser hos Europarådets medlemsstater
2. Samoilov, Lev: Lejtrens etnografi
3. Christie, Nils:Kriminologi—faglige krav og kriterier
4. Tallroth, Paulina: Utvecklingen av abortlagstiftningen
5. Gunnlaugsson, av Helgi: Kriminaliteten i Island—Internasjonalt perspektiv
6. Christie, Nils:Straffens geografi
7. Brink, Ole & Charles, Annie Vesterby & Sabroe, Svend & Jensen, Jørn & Sørensen, Villy: Mindre vold og hyppigere politianmeldelse
8. Gautun, Heidi: Ungdoms engstelse for vold
9. Åkerström, Malin: Att anmäla våld—en praktik inom lokala kultur
10. Ervasti, Kaijus: Barnamordsärenden i Finland på 1800-talet—Bevisning och kvinnornas försvarsstrategier
11. Estrada, Felipe: Ungdomsbrottslighetens utveckling i Sverige
12. Grevholm, Erik & Kühlhorn, Eckart: Behandlingseffekter inom rättsväsendet
13. Kyvsgaard, Britta: Kunsten at slå to fluer med et smæk
14. Kruize, Peter: Den hollandske fængselspolitik
15. Asp, Peter: Positiv generalprevention
16. Sieber, Ulrich: Memorandum avseende en europeisk

modellstrafflag

17. Träskman, Per Ole: "Corpus Juris"—Ett frestande eller ett främmande förslag till en enhetlig europeisk rättssfär?
18. Majanen, Martti: Samhällstjänst och ungdomsstraff —Aktuella finska reformer
19. Nilsson, Hans G.: Krönika från EUs ministerråd
20. Joutsen, Matti: FN-Krönika
21. Belfrage, Henrik: Meta-analys av studier kring behandlingseffekter
22. Danielsen, Trond & Hammerlin, Yngve: Om behandlingseffekter

☆スウェーデン法曹雑誌 (SvJT 82 Årg, 1997)

1. Helgesson, Christina: Skyddet för affärshemligheter och de olika begreppen
2. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomstolen—fjärde kvartalet 1996
3. Franck, Hans Göran: Reformera reglerna om försvar i utlänningsärenden
4. Alexius, Katarina:Föreligger det ett behov av ett straffstadgande till skydd mot politiskt ej korrekta åsikter och yttranden?
5. Thelin, Krister: Fredrik Sterzel (red), Rättsstaten, Uppsala, 1996
6. Pålsson, Lennart: Nyare rättspraxis till Bryssel- och Lugano-konventionerna
7. Hartelius, Jonas: Kan Frankfurtresolutionen åberopas som grund för ny praxis i narkotikamål avseende cannabis?
8. Axén, Mats: Statens skadeståndsansvar vid brott mot EG-rätten
9. Regner, Göran: Ny juridisk litteratur
10. Lindberg, Gunnel: Om åklagaretik
11. Olsson, Thomas: Till frågan om bevisvärdering i brottmål
12. Eriksson, Lars Göran:Några ord om lagstil
13. Haglind, Lars & Persson, Per: Lagstiftning i riksdagen hösten 1996
14. Borg, Ulrika & Martinsson, Anneli: Tävlingen om det Sporrong Lönnrothska Priset XII år 1996
15. Frennered, Hans: Tredje pelaren och EUs regeringskonferens
16. Jareborg, Nils & Asp, Petter: Kommentar till ordförandeskapets förslag ur straffrättsligt perspektiv
17. Edelstam, Gunilla: Bidragsbedrägeri

18. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomstolen—första kvartalet 1997
19. Scharnberg, Max: Bevisvärderingsfrågor—Jurister och psykologers svårigheter att förstå varandra
20. Kihlgren, Tuula T: Alla gör vi klokt i att skriva om EG-rätten "med små bokstäver"
21. Jacobsson, Ulla: Dags för skilsmässa mellan straffprocess och civilprocess
22. Wersäll, Fredrik: Straffrättsligt samarbete inom Europeiska Unionen
23. Nergelius, Joakim: Domstolarna, grundlagen och rättslighetsskyddet—några reflektioner kring de senaste debatt och praxis
24. Strömberg, Håkan: En aktivare domarroll?
25. Regner, Göran: Ny juridisk litteratur
26. Inger, Göran: Riksarkivets beståndsöversikt Del 1. Bd. 1 och 2. Medeltiden. Kungl. Majestets kansli. Utrikesförvaltning. (av James Cavallie & Jan Lindroth)
27. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomstolen—andra kvartalet 1997
28. Nergelius, Joakim: Problemet lagrådet—oberoende granskningsinstans eller regeringens förlängta arm?
29. Regner, Göran: Ny juridisk litteratur
30. Greve, Vagn: Tendenser i det strafferetlige system
31. Haglind, Lars & Persson, Per: Lagstiftning i riksdagen våren 1997
32. Regner, Göran: Ny juridisk litteratur
33. Abrahamsson, Olle: Michael Droege & Göran Lysén, Introduktion till EU och EG-rätten. Iustus. Uppsala 1997
34. Danelius, Hans: Nyheter från Europadomstolen—tredje kvartalet 1997
35. Severin, Bo: Är sanning och rätt inte Högsta domstolens sak?
36. Regner, Göran: Ny juridisk litteratur
37. Gregow, Torkel: Några synpunkter på mål och ärenden i Högsta domstolen
38. Gregow, Torkel: Replik om bevisfrågor
39. Regner, Göran: Ny juridisk litteratur
40. Hellquist, Thorvald: Erik Sandblad, Vittnens utsagor om Jeanne d'Arc år 1455, översättning från latin. Göteborg (Acta Universitatis Gothoburgensis), 1996

☆ 犯罪及び犯罪予防研究

(Studies on Crime and Crime Prevention, Vol. 6, 1997)

1. Andersson, Tommy & Magnusson, Dan & Wennberg,

Peter: Early Aggressiveness and Hyperactivity as Indicators of Adult Alcohol Probrems and Criminality—A Perspective Longitudinal Study of Male Subjects

2. Klinteberg, Britt af: Hyperactive Behaviour and Aggressiveness as Early Risk Indicates for Violence—Variable and Person Approaches
3. Stevens, Dennis J.: Influences of Early Childhood Experiences on Subsequent Criminal Behavior
4. Baron, Stephen W.: Risky Lifestyles and the Link Between Offending and Victimization
5. Niggli, Marcel Alexander & Pfister, Fritz: Paradise Lost? Paradise Ever? On Crime Development in Switzerland
6. Savage, Joanna & Vila, Bryan: Lagged Effects of Nurturance on Crime—A Cross-National Comparison
7. Solarz, Artur: Editorial
8. Percy, Andrew & Mayhew, Pat: Estimating Sexual Victimisation in a National Crime Survey—A New Approach
9. Mazerolle, Paul: Delinquent Definitions and Participation Age—Assessing the Invariance Hypothesis
10. Ezell, Michael E. & Cohen, Lawrence E.: Age, Crime, and Crime Control Policies—A Longitudinal Analysis of Youthful, Serious, Chronic Offenders with Implications for "Three Strikes" Legislation
11. Blanc, Marc Le: Socialization or Propensity—Does Integrative Control Theory Apply to Adjudicated Boys?
12. Martens, Peter L.: Parental Monitoring and Deviant Behaviour Among Juveniles
13. Nordström, Thor: Assessment of the Impact of the 0.02% BAC-Limit in Sweden

☆Brå apropå (1997)

No. 1-2.

1. Mankell, Henning: Är ondsak som fräknar?
2. Gerholm, Lena: Akta så inte Näcken tar dig!
3. Ståhl, Anna-Britta: "Viktigt att få sona skulden mot själva livet"
4. Lindberg, Bo H.: Rätten måste ha det goda som mål
5. Vinterhed, Kerstin: Vi kan göra gott—det är uppfordrande
6. Edling, Margareta: Var finns ondskan om man har ett hål i huvudet?
7. Naumann, Cilla: "Man förändras av att dagligen se ondskan i ögonen"

8. Edling, Margareta: Ondskan—är det djuret inom oss?
9. Nilstun, Tore: Godhet och Ondska—filosofiska reflexioner
10. Naumann, Cilla: "Den som kränks tillräckligt slår en dag tillbaka"
11. Kyrklund, Willy: Om Godheten

No. 3.

12. Granvik, Margot: Rödmärkt vara avskräcker tjuv
13. Johansson, Stefan: Med ena foten i fängelse
14. Andersson, Jan: "Elboja" gav goda resultat
15. Johansson, Stefan: Den elektroniska mardrömmen
16. Edling, Margareta: Fosterbarn och deras syskon
17. Brune, Ylva: Passiv journalistik—men inte maktlös
18. Rantakeisu, Ulla & Almgren, Sabina & Starrin, Bengt: År av angrepp kallades "pojkstreck"
19. Knutsson, Johannes: Varför minskar brottsligheten i New York?

No. 4.

20. Ericsson, Stig: Obalans i polisens balanser
21. Edling, Margareta: Ånglar gjorde skolan tryggare
22. Alexandersson, Lars: Konfliktlösning på schemat kan minska våldet i skolan
23. Ekholm, Mats: Människa och inlärning i centrum
24. Edling, Margareta: Ungdomar utmålas som hotfulla och normlösa

No. 5-6.

25. Brå: Brottsprevention
26. Håkansson, Marianne: Brottsprevention—Några reflexioner
27. Hasselrot, Titi: Situationell prevention—begränsar tillfällena till brott
28. Takala, Hannu: Social brottsprevention och nordisk välfärd
29. Edling, Margareta: "Poliser ska inte agera fritidsledare"
30. Edling, Margareta: Brottsförebyggande arbete i kommunerna—Utgå från problemen
31. Naumann, Cilla: Brottsförebyggande har etiska risker
32. Hofer, Hanns von & Tham, Henrik: Mirakelmediciner håller sällan vad de lovar
33. Takala, Hannu: Ordning i stadsmiljön inte bara en polisfråga
34. Nilsson, P.M.: Nolltoleransen och rädslan för underklassen
35. Edling, Margareta: Vems tolerans?